

第 5 回

那 賀 5 町 合 併 協 議 会

会 議 資 料

合 併 協 議 の 5 か 条

- 1 . 他町の行政内容を批判しないようにしましょう。
- 2 . お互いの立場を充分尊重しましょう。
- 3 . コミュニケーションを大切にしましょう。
- 4 . 先人に感謝し、5 町の歴史文化に敬意を払いましょう。
- 5 . 将来を見据え、勇気をもって合併問題に取り組みましょう。

日 時 : 平成 1 6 年 7 月 2 9 日 (木) 午後 1 時 3 0 分 から
場 所 : 打田町保健福祉センター 4 階 ホール田園

会 議 次 第

1 . 開 会

2 . 会 長 挨拶

3 . 会議録署名委員の指名

4 . 議 事

(1) 報告事項

報告第 1 9 号 新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について

報告第 2 0 号 新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会での協議状況について

報告第 2 1 号 新市建設計画策定検討小委員会での協議状況について

(2) 協議事項

協議第 1 5 号の 1 補助金・交付金等の取扱いについて

協議第 1 7 号の 1 慣行の取扱いについて

協議第 1 8 号 国民健康保険事業の取扱いについて

協議第 1 9 号 介護保険事業の取扱いについて

協議第 2 0 号 消防団の取扱いについて

協議第 2 1 号 行政区の取扱いについて

5 . 次回協議会の開催について

6 . そ の 他

7 . 閉 会

報告第19号

新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について

新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について、別紙のとおり報告する。

平成16年7月29日報告

新市の事務所の位置等検討小委員会
委員長 山下 忠 男

第4回新市の事務所の位置等検討小委員会報告

第4回新市の事務所の位置等検討小委員会において、協議（決定）しました事項を那賀5町合併協議会新市の事務所の位置等検討小委員会規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 会議開催の状況

日 時	: 平成16年7月20日(火)午後1時30分
場 所	: 粉河ふるさとセンター 2階 視聴覚室
出席委員	: 16名(全員出席)

2. おもな協議（決定・確認）事項

新市の名称の募集結果と選定について	新市の名称の募集結果について、事務局から下記のとおり報告がありました。 募集期間：平成16年6月1日から7月15日まで 応募状況：応募総数 2,416件 （内有効応募数 2,379件） 応募のあった名称の数：643名称 また、第1次選定として、各委員が応募のあった名称から5点以内を選定し、7月末までに事務局に提出することを確認しました。
新市の事務所の位置の選定に関することについて	新市の事務所の具体的な機能の配置については、本庁に、議会事務局・総務・企画・税務・住民・衛生・国保・出納室・公営企業局・選挙管理委員会・監査委員会を置き、本庁以外の旧町役場を支所とし、各支所に（農林・商工・農業委員会）（土木・都市計画）（民生・介護・福祉事務所）（教育委員会）をそれぞれ分散することに決定しました。 また、本庁に機能をできるだけ集中し、事務の効率化を目指す意見もありました。
町名・字名の取扱いに関することについて	町名・字名の取扱いについては、各町でそれぞれ事前に協議して、新市の名称決定後に確認、調整することとし、継続審議となりました。
今後の協議について	新庁舎の建設の問題について、各委員が自由に意見交換を行いました。 次回は、具体的に新庁舎建設の可否について協議することを確認しました。

報告第20号

新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会での協議状況について

新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会での協議状況について、別紙のとおり報告する。

平成16年7月29日報告

新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会
委員長 榎本喜之

第4回新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会報告

第4回新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会において、協議（決定）しました事項を那賀5町合併協議会新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 会議開催の状況

日 時	: 平成16年7月13日(火)午後1時30分から
場 所	: 粉河ふるさとセンター 2階 視聴覚室
出席委員	: 10名出席

2. おもな協議（決定・確認）事項

新市の議会議員の定数及び任期の取扱いに関することについて	議員定数及び選挙区を設けるか否かについて協議しましたが、継続審議としていくことを確認しました。
------------------------------	---

報告第 2 1 号

新市建設計画策定検討小委員会での協議状況について

新市建設計画策定検討小委員会での協議状況について、別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 7 月 2 9 日 報告

新市建設計画策定検討小委員会
委員長 丸 井 幸 次

第5回新市建設計画策定検討小委員会報告

第5回新市建設計画策定検討小委員会において、協議（決定）しました事項を那賀5町合併協議会新市建設計画策定検討小委員会規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 会議開催の状況

日 時：平成16年7月16日（金）午後1時30分 場 所：打田町保健福祉センター 3階 大会議室 出席委員：10名

2. おもな協議（決定・確認）事項

新市建設計画基本 計画について	<p>新市のまちづくり施策・主要事業（第3章）についての取りまとめ方法、記述内容等についての協議を行い、基本構想の「将来像を実現するための基本的な考え方」を基礎として、まちづくり施策・主要事業を盛り込んでいくことを確認しました。</p> <p>また、今後の小委員会の協議方法は、今まで議論を重ねてきました基本構想・将来像に沿った施策が記載されているか、施策内容が住民意識調査で出された住民要望と合致しているか、合併による住民不安を解消すべき施策が欠けていないかなど、大きな視点で具体的施策の協議を進めていくことを確認しました。</p>
--------------------	---

協議第15号の1

補助金・交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年6月24日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	補助金・交付金等の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>補助金・交付金については、従来からの経緯、実情等に配慮して合併時まで調整する。なお、調整に時間を要するものは新市において検討する。</p> <p>同一あるいは同種の補助金については、統一の方向で調整する。</p> <p>各町独自の補助金については、従来の実績を考慮し均衡を保つように調整する。</p> <p>他の補助金に整理統合ができる補助金については、統合する。</p>

平成16年 月 日 確認

協議第17号の1

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年6月24日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協定項目	慣行の取扱いについて
項目区分	その他の協定項目
担当部会	
事務局	調整課
調整方針（案）	(1)市章については、新市において新たに定めるものとする。 (2)市民憲章・各種宣言については、新市において検討する。 (3)市の木・花等については、新市において検討する。 (4)名誉市民に関すること及び表彰制度については、新市において検討する。

平成16年 月 日 確認

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成 16 年 7 月 29 日提出

那賀 5 町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	国民健康保険事業の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	住民保健福祉部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>(1) 国民健康保険税については、次のとおりとする。 税率については、合併する日の属する年度は不均一賦課とし、その翌年度から統一する。 課税限度額、軽減制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 納期については、那賀町の例による。 集合徴収については、新市において実施しない。</p> <p>(2) 国民健康保険事業については、次のとおりとする。 出産育児一時金、葬祭費については現行のとおり新市に引き継ぐ。出産育児一時金貸付制度については、新市において検討する。 国民健康保険運営協議会については、合併時に統合する。 診療所については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。 人間ドック・脳ドックは新市において実施する。 高額療養費貸付制度、人間ドック以外の検診事業及び健康優良家庭表彰については、合併時に廃止する。</p>

平成 16 年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	国民健康保険の取扱い	関 係 項 目	国民健康保険税	調 整 課
調整方針（案）	国民健康保険税については、次のとおりとする。 税率については、合併する日の属する年度は不均一賦課とし、その翌年度から統一する。 課税限度額、軽減制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 納期については、那賀町の例による。 集合徴収については、新市において実施しない。			

		那 賀 5 町 の 状 況 (平成16年4月1日現在 単位：円)					調整の具体的内容																																																																																																			
町名	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町																																																																																																					
国 民 健 康 保 険 税	納税義務者	納税義務者	納税義務者	納税義務者	納税義務者	現行のとおりとする。																																																																																																				
	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する。 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であって、当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税を課する。 	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ																																																																																																					
	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	合併する日の属する年度は不均一賦課とし、その翌年度から統一する。																																																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>賦課割合</th> <th>基礎課税分</th> <th>介護納付金課税分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>40%</td> <td>6.90%</td> <td>1.30%</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>10%</td> <td>35.0%</td> <td>6.0%</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>35%</td> <td>26,400</td> <td>5,400</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>15%</td> <td>26,400</td> <td>6,000</td> </tr> </tbody> </table>		賦課割合	基礎課税分	介護納付金課税分		所得割	40%	6.90%	1.30%	資産割	10%	35.0%	6.0%	平等割	35%	26,400	5,400	均等割	15%	26,400	6,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>賦課割合</th> <th>基礎課税分</th> <th>介護納付金課税分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>40%</td> <td>6.50%</td> <td>0.75%</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>10%</td> <td>34.0%</td> <td>4.50%</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>35%</td> <td>28,000</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>15%</td> <td>28,000</td> <td>5,500</td> </tr> </tbody> </table>		賦課割合	基礎課税分	介護納付金課税分	所得割	40%	6.50%	0.75%	資産割	10%	34.0%	4.50%	平等割	35%	28,000	5,500	均等割	15%	28,000	5,500	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>賦課割合</th> <th>基礎課税分</th> <th>介護納付金課税分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>40%</td> <td>7.00%</td> <td>1.30%</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>10%</td> <td>35.0%</td> <td>6.00%</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>35%</td> <td>25,000</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>15%</td> <td>25,000</td> <td>6,000</td> </tr> </tbody> </table>		賦課割合	基礎課税分	介護納付金課税分	所得割	40%	7.00%	1.30%	資産割	10%	35.0%	6.00%	平等割	35%	25,000	6,000	均等割	15%	25,000	6,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>賦課割合</th> <th>基礎課税分</th> <th>介護納付金課税分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>40%</td> <td>6.12%</td> <td>1.20%</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>10%</td> <td>32.0%</td> <td>6.50%</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>35%</td> <td>24,500</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>15%</td> <td>24,800</td> <td>6,000</td> </tr> </tbody> </table>		賦課割合	基礎課税分	介護納付金課税分	所得割	40%	6.12%	1.20%	資産割	10%	32.0%	6.50%	平等割	35%	24,500	5,500	均等割	15%	24,800	6,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>賦課割合</th> <th>基礎課税分</th> <th>介護納付金課税分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>40%</td> <td>6.90%</td> <td>0.97%</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>10%</td> <td>38.0%</td> <td>4.00%</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>35%</td> <td>27,000</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>15%</td> <td>23,000</td> <td>6,000</td> </tr> </tbody> </table>		賦課割合	基礎課税分	介護納付金課税分	所得割	40%	6.90%	0.97%	資産割	10%	38.0%	4.00%	平等割	35%	27,000	4,000	均等割	15%	23,000	6,000
		賦課割合	基礎課税分	介護納付金課税分																																																																																																						
	所得割	40%	6.90%	1.30%																																																																																																						
	資産割	10%	35.0%	6.0%																																																																																																						
	平等割	35%	26,400	5,400																																																																																																						
	均等割	15%	26,400	6,000																																																																																																						
		賦課割合	基礎課税分	介護納付金課税分																																																																																																						
所得割	40%	6.50%	0.75%																																																																																																							
資産割	10%	34.0%	4.50%																																																																																																							
平等割	35%	28,000	5,500																																																																																																							
均等割	15%	28,000	5,500																																																																																																							
	賦課割合	基礎課税分	介護納付金課税分																																																																																																							
所得割	40%	7.00%	1.30%																																																																																																							
資産割	10%	35.0%	6.00%																																																																																																							
平等割	35%	25,000	6,000																																																																																																							
均等割	15%	25,000	6,000																																																																																																							
	賦課割合	基礎課税分	介護納付金課税分																																																																																																							
所得割	40%	6.12%	1.20%																																																																																																							
資産割	10%	32.0%	6.50%																																																																																																							
平等割	35%	24,500	5,500																																																																																																							
均等割	15%	24,800	6,000																																																																																																							
	賦課割合	基礎課税分	介護納付金課税分																																																																																																							
所得割	40%	6.90%	0.97%																																																																																																							
資産割	10%	38.0%	4.00%																																																																																																							
平等割	35%	27,000	4,000																																																																																																							
均等割	15%	23,000	6,000																																																																																																							
按分基礎	按分基礎	按分基礎	按分基礎	按分基礎	現行のとおりとする。																																																																																																					
<ul style="list-style-type: none"> 所得割 旧ただし書方式 資産割 固定資産税のうち土地及び家屋に係る税額 	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ																																																																																																						
課税限度額	課税限度額	課税限度額	課税限度額	課税限度額	現行のとおりとする。 (地方税法で定められた額を基準に調整する。)																																																																																																					
<ul style="list-style-type: none"> 基礎課税分 530,000円 介護納付金課税分 80,000円 	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ																																																																																																						
保険税の減額	保険税の減額	保険税の減額	保険税の減額	保険税の減額	現行のとおりとする。																																																																																																					
<ul style="list-style-type: none"> 7割、5割、2割の実施 	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ																																																																																																						
納 期	納 期	納 期	納 期	納 期	那賀町の例による。																																																																																																					
第1期 6月1日～同月30日	第1期 6月16日～同月30日	第1期 6月15日～同月30日	第1期 6月15日～同月30日	第1期 6月1日～同月30日																																																																																																						
第2期 7月1日～同月31日	第2期 7月16日～同月31日	第2期 7月1日～同月31日	第2期 7月16日～同月31日	第2期 7月1日～同月31日																																																																																																						
第3期 8月1日～同月31日	第3期 8月16日～同月31日	第3期 8月1日～同月31日	第3期 8月16日～同月31日	第3期 8月1日～同月31日																																																																																																						
第4期 9月1日～同月30日	第4期 9月16日～同月30日	第4期 9月1日～同月30日	第4期 9月16日～同月30日	第4期 9月1日～同月30日																																																																																																						
第5期 10月1日～同月31日	第5期 10月16日～同月31日	第5期 10月1日～同月31日	第5期 10月16日～同月31日	第5期 10月1日～同月31日																																																																																																						
第6期 11月1日～同月30日	第6期 11月16日～同月30日	第6期 11月1日～同月30日	第6期 11月16日～同月30日	第6期 11月1日～同月30日																																																																																																						
第7期 12月1日～同月25日	第7期 12月16日～同月25日	第7期 12月1日～同月25日	第7期 12月16日～同月28日	第7期 12月1日～同月25日																																																																																																						
第8期 1月1日～同月31日	第8期 1月16日～同月31日	第8期 1月1日～同月31日	第8期 1月16日～同月31日	第8期 1月1日～同月31日																																																																																																						
第9期 2月1日～同月末日	第9期 2月16日～同月末日	第9期 2月1日～同月末日	第9期 2月16日～同月末日	第9期 2月1日～同月末日																																																																																																						
第10期 3月1日～同月31日	第10期 3月16日～同月31日	第10期 3月1日～同月31日	第10期 3月16日～同月31日	第10期 3月1日～同月31日																																																																																																						

	集合徴収 実施なし	集合徴収 実施なし	集合徴収 実施なし	集合徴収 実施(町民税・固定資産税・国保税)	集合徴収 実施なし	新市においては実施しない。
	減免対象事由 ・災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 ・その他町長が必要と認められる者	減免対象事由 ・当該年度において所得が皆無になったため生活が著しく困難になった者、又はこれに準ずると認められるもの(粉河町税条例の減免項目に準ずる)	減免対象事由 ・災害等により生活が著しく困難となった者 ・上記に準ずると認められる者 ・その他、町長が必要ありと認める者	減免対象事由 ・災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 ・その他町長が必要があると認めるとき	減免対象事由 ・災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 ・その他町長が必要があると認めるとき	打田町の例に基づき、調整する。

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	国民健康保険の取扱い	関 係 項 目	国民健康保険事業	調 整 課
調整方針（案）	国民健康保険事業については、次のとおりとする。 出産育児一時金、葬祭費については現行のとおり新市に引き継ぐ。出産育児一時金貸付制度については、新市において検討する。 国民健康保険運営協議会については、合併時に統合する。 診療所については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。 人間ドック・脳ドックは新市において実施する。 高額療養費貸付制度、人間ドック以外の検診事業及び健康優良家庭表彰については、合併時に廃止する。			

		那 賀 5 町 の 状 況 (平成16年4月1日現在 単位：円)					調整の具体的内容	
		打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町		
町 別 内 容	出産・葬祭費等	・ 出産育児一時金 300,000円 ・ 葬祭費 30,000円 ・ 出産育児一時金貸付制度 未定	・ 出産育児一時金 300,000円 ・ 葬祭費 30,000円 ・ 出産育児一時金貸付制度 未定	・ 出産育児一時金 300,000円 ・ 葬祭費 30,000円 ・ 出産育児一時金貸付制度 導入予定なし	・ 出産育児一時金 300,000円 ・ 葬祭費 30,000円 ・ 出産育児一時金貸付制度 未定	・ 出産育児一時金 300,000円 ・ 葬祭費 30,000円 ・ 出産育児一時金貸付制度 導入予定なし	・ 出産育児一時金・葬祭費については現行どおり新市に引き継ぐ ・ 出産育児一時金貸付制度については、新市において検討する。	
	国民健康保険運営協議会	・ 運営協議会委員の人数 9人 内 被保険者代表 3人 医療機関代表 3人 公益代表 3人 被用者保険代表 0人 ・ 任期 2年 ・ 報酬 委員長 年額8,000円 委員 年額6,000円 旅費実費 ・ 会議開催状況 通常年2回	・ 運営協議会委員の人数 9人 内 被保険者代表 3人 医療機関代表 3人 公益代表 3人 被用者保険代表 0人 ・ 任期 2年 ・ 報酬 委員長 日額8,500円 委員 日額8,500円 費用弁償として旅費を支給 ・ 会議開催状況 通常年2回	・ 運営協議会委員の人数 9人 内 被保険者代表 3人 医療機関代表 3人 公益代表 3人 被用者保険代表 0人 ・ 任期 2年 ・ 報酬 委員長 年額12,000円 委員 年額12,000円 旅費実費 ・ 会議開催状況 通常年1回	・ 運営協議会委員の人数 12人 内 被保険者代表 4人 医療機関代表 4人 公益代表 4人 被用者保険代表 0人 ・ 任期 2年 ・ 報酬 委員長 年額11,000円 委員 年額11,000円 旅費実費 ・ 会議開催状況 通常年2回	・ 運営協議会委員の人数 12人 内 被保険者代表 4人 医療機関代表 4人 公益代表 4人 被用者保険代表 0人 ・ 任期 2年 ・ 報酬 委員長 年額18,000円 委員 年額15,000円 旅費なし ・ 会議開催状況 通常年1回	合併時に統合する。委員数については20人とする。 内 被保険者代表 5人 医療機関代表 5人 公益代表 5人 被用者保険代表 5人 ・ 任期は2年とする。 ・ 委員報酬等については、他の特別職と同様に調整する。 ・ 会議開催回数は、運営協議会において調整する。	
	診療所	該当なし	・ 1診療所（鞆淵診療所） ・ 診療日 月・火・水・金 ・ 時間 9:00～17:00 ・ 職員 医師 嘱託1名 看護師 臨時1名 事務職員 正職・臨時	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	診療所については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。
	高額療養費貸付制度	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし	・ 貸付対象者 国保被保険者 ・ 貸付限度額 高額療養費支給見込額の8/10	合併時に廃止する。
	人間ドック・脳ドック	該当なし	該当なし	・ 対象者 人間ドック 30歳以上の者 脳ドック	・ 対象者 人間ドック 満30歳以上の国保被保険者 脳ドック	・ 対象者 人間ドック 30歳以上70歳未満の国保被保険者で国保税完納者 脳ドック	人間ドック・脳ドックは新市において実施する。 対象年齢、検診内容等の詳細については、合併時まで調整する。	

人間ドックの検診事業以外	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 30～40歳未満の国保被保険者（希望者のみ） ・補助率 町が全額負担 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に廃止する。
健康優良家庭表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・健康優良家庭 1年間無受診被保険者で、かつ 税の滞納が無い者 ・特典等 記念品等の授与 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に廃止する。

【 先進地事例 】

合併協議会名等	合併年月日(予定含む)	国民健康保険の取り扱い
柴田町・村田町・大河原町 合併協議会 (宮城県)	平成17年3月31日 までを目標とする。	(1) 納税義務者については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 税率については、新市において税率を定める。ただし、平成16年度については、合併特例法10条第1項を適用し、旧町の税率による。 (3) 課税限度額については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (4) 納期については、村田町の例により合併時に統合する。 (5) 保険税の軽減については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (6) 保健事業の各種検診助成事業については、合併時に助成対象科目及び助成額について統一する。一日人間ドック一部助成制度については、大河原町の例により新市に引き継ぐ。 (7) 高額療養費貸付事業については、柴田町の例により新市に引き継ぐ。
中主町・野洲町合併協議会 (滋賀県)	平成16年10月 1日	(1) 保険税については、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保できる額に統一する。ただし、合併する年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定を適用し、それぞれの旧町の税率を使用する不均一課税とする。 (2) 納期については、新市において調整する。 (3) 高額療養費貸付事業および出産育児一時金貸付事業については、中主町の例による。 (4) 保健事業の人間ドック、脳ドック検診については、中主町の例によるものとし、その他の保健事業については、合併時まで調整する。
石部・甲西合併協議会 (滋賀県)	平成16年10月 1日	(1) 国民健康保険税の賦課期日・納期は、現行どおりとする。 (2) 国民健康保険税の賦課方式は、現行どおり税の4方式とし、税率については、合併後速やかに再編する。 (3) 国民健康保険税の賦課割合については、新市において平準化を目指す。 (4) 国民健康保険税の減免制度については、現行どおり新市に引き継ぐ。ただし、町単独制度については、甲西町の例によるものとする。 (5) 保険給付事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。ただし、葬祭費の額については、合併後に再編するものとする。 (6) 人間ドック検診の助成は、石部町の例によるものとする。 (7) 高額医療費の貸付制度については、石部町の例によるものとする。 (8) 出産育児一時金の貸付制度については、石部町の例によるものとする。 (9) 資格証明書及び短期被保険証の交付は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 (10) 国民健康保険直営診療所は、現行どおり新市に引き継ぐものとする。
海南市・下津町合併協議会	平成17年3月31日 までの日とする。ただし、具 体的な期日については、今 後協議会において確認す る。	国民健康保険事業については、次のとおりとする。 (1) 国民健康保険税については、次のとおりとする。 ア 国民健康保険税の税率については、国民健康保険事業の健全かつ円滑な運営を確保できるように合併後3年以内に統一する。 ただし、統一できるまでの間は、旧市町の税率を基本に市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定を適用する。 イ 課税限度額については、地方税法に定められた額を基準に調整する。 ウ 納期については、海南市のとおりとする。 エ 前納報奨金制度については、海南市のとおりとする。 (2) 療養の給付費及び療養費並びに高額療養費については国の制度であるため、現行のとおりとする。 (3) 出産育児一時金については、現行のとおりとする。 (4) 葬祭費については、海南市のとおりとする。 (5) 貸付制度については、現行のとおりとする。 (6) 国民健康保険運営協議会については、合併時に統合する。
新宮市・熊野川町・北山村 合併協議会	平成17年 1月	(1) 賦課方式については、新宮市の例により「保険税」とする。 (2) 保険税率は、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度以降5年間の経過措置を設け、段階的に調整するものとし、平成22年度に統一する。納期については、合併する年度の翌年度より本算定のみ10期とする。 (3) 保険給付事業の出産育児一時金については、現行のとおりとし、葬祭費については、新宮市の例による。 (4) 保健事業については、新市において調整する。 (5) 国民健康保険運営協議会については、新市において調整する。 (6) 国民健康保険の基金については、新市における国保財政の健全化に資するため、合併時に3市町村の基金全額を持ち寄るものとする。
野上町・美里町合併協議会	平成17年3月31日 までの日とする。ただし、具 体的な期日については、今 後協議会において確認す ることとする。	・国民健康保険税の税率については、平成18年度から統一する。それまでの間はそれぞれの旧町の例による。 ・納期については、野上町の例により平成18年度から統一する。 ・葬祭費支給額及び出産育児一時金については、現行のとおりとする。 ・出産費資金貸付制度については、野上町の例により新町においても実施する。 ・保健事業については、新町において調整する。 ・国民健康保険運営協議会については、合併時に統合する。

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、調整方針(案)を下記のとおり提出する。

平成16年7月29日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	介護保険事業の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	住民保健福祉部会
事 務 局	調整課
調整方針(案)	<p>(1) 介護保険料については、次のとおりとする。 介護保険料は、平成17年度までは現行のとおり新市に引継ぎ不均一賦課とし、新市の介護事業計画に基づき平成18年度から統一する。 普通徴収に係る納期は、桃山町及び貴志川町の例とする。 徴収猶予及び減免基準は現行のとおりとする。</p> <p>(2) 介護事業計画・介護運営委員会及び介護認定審査会については、次のとおりとする。 介護保険事業計画は、平成17年度までは現行の計画を存続し、平成18年度に統一する。 介護保険運営協議会は新市において設置する。 介護認定審査会については、審査会を構成する関係町で調整する。</p> <p>(3) 利用者負担の軽減等については、次のとおりとする。 居宅介護サービス費等の額の特例は、新市において粉河町の例を基に調整する。 介護保険低所得者利用者負担対策事業については、新市において国の制度に基づいて調整する。 社会福祉法人等による利用者負担の減免措置は、粉河町及び桃山町の例とする。</p>

平成16年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	介護保険事業の取扱い	関 係 項 目	介護保険料	調 整 課
調整方針(案)	介護保険料については、次のとおりとする。 介護保険料は、平成17年度までは現行のとおり新市に引継ぎ不均一賦課とし、新市の介護事業計画に基づき平成18年度から統一する。 普通徴収に係る納期は、桃山町及び貴志川町の例とする。 徴収猶予及び減免基準は現行のとおりとする。			

那 賀 5 町 の 状 況						備 考																		
項 目	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町																			
町 介 別 護 保 内 險 料 容	第1号被 保 険 者 (65歳 以上)	基準額 47,900円	基準額 48,400円	基準額 38,880円	基準額 47,200円	基準額 42,000円																		
	所得別段 階別保険 料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>対象者</th> <th>保険料の算定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>町民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者</td> <td>基準額×0.5</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>町民税非課税世帯</td> <td>基準額×0.75</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>町民税本人非課税</td> <td>基準額×1.0</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>町民税課税・所得金額200万円未満</td> <td>基準額×1.25</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>町民税課税・所得金額200万円以上</td> <td>基準額×1.5</td> </tr> </tbody> </table>					所得段階	対象者	保険料の算定方法	第1段階	町民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者	基準額×0.5	第2段階	町民税非課税世帯	基準額×0.75	第3段階	町民税本人非課税	基準額×1.0	第4段階	町民税課税・所得金額200万円未満	基準額×1.25	第5段階	町民税課税・所得金額200万円以上	基準額×1.5
	所得段階	対象者	保険料の算定方法																					
	第1段階	町民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者	基準額×0.5																					
	第2段階	町民税非課税世帯	基準額×0.75																					
	第3段階	町民税本人非課税	基準額×1.0																					
	第4段階	町民税課税・所得金額200万円未満	基準額×1.25																					
第5段階	町民税課税・所得金額200万円以上	基準額×1.5																						
普通徴 収に係 る納期	第1期 6月1日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 12月1日～同月25日 第5期 2月1日～同月末日	第1期 6月16日～同月30日 第2期 7月16日～同月31日 第3期 8月16日～同月31日 第4期 9月16日～同月30日 第5期 10月16日～同月31日 第6期 11月16日～同月30日 第7期 12月16日～同月25日 第8期 1月16日～同月31日 第9期 2月16日～同月末日 第10期 3月16日～同月31日	第1期 6月1日～同月30日 第2期 7月1日～同月31日 第3期 8月1日～同月31日 第4期 9月1日～同月30日 第5期 10月1日～同月31日 第6期 11月1日～同月30日 第7期 12月1日～同月25日 第8期 1月1日～同月31日 第9期 2月1日～同月末日 第10期 3月1日～同月31日	第1期 6月15日～同月30日 第2期 7月1日～同月31日 第3期 8月1日～同月31日 第4期 9月1日～同月30日 第5期 10月1日～同月31日 第6期 11月1日～同月30日 第7期 12月1日～同月25日 第8期 1月1日～同月31日 第9期 2月1日～同月末日 第10期 3月1日～同月31日	第1期 6月15日～同月30日 第2期 7月1日～同月31日 第3期 8月1日～同月31日 第4期 9月1日～同月30日 第5期 10月1日～同月31日 第6期 11月1日～同月30日 第7期 12月1日～同月25日 第8期 1月1日～同月31日 第9期 2月1日～同月末日 第10期 3月1日～同月31日																			
徴収猶 予及び 減免基 準	(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したとき又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき (5) その他特別の理由があるとき																							

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	介護保険事業の取扱い		関 係 項 目	介護保険事業計画・介護運営委員会及び認定審査会		調 整 課																																																																																																		
調整方針（案）	介護事業計画・介護運営委員会及び介護認定審査会については、次のとおりとする。 介護保険事業計画は、平成17年度までは現行の計画を存続し、平成18年度に統一する。 介護保険運営委員会は新市において設置する。 介護認定審査会については審査会を構成する関係町で調整する。																																																																																																							
那 賀 5 町 の 状 況						備 考																																																																																																		
項 目	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町																																																																																																			
町	介護保険事業計画 名称 打田町介護保険事業計画 計画期間 5年（3年ごとに見直し） 策定委員名称 打田町介護保険事業計画 作成委員会 委員数 16名	名称 粉河町介護保険事業計画 計画期間 5年（3年ごとに見直し） 策定委員名称 粉河町介護保険事業計画 作成委員会 委員数 12名	名称 那賀町介護保険事業計画 計画期間 5年（3年ごとに見直し） 策定委員名称 那賀町介護保険事業計画 作成委員会 委員数 15名	名称 桃山町介護保険事業計画 計画期間 5年（3年ごとに見直し） 策定委員名称 桃山町介護保険事業計画 作成委員会 委員数 14名	名称 貴志川町介護保険事業計画 計画期間 5年（3年ごとに見直し） 策定委員名称 貴志川町介護保険事業計画 作成委員会 委員数 12名																																																																																																			
	介護保険運営委員会 未設置	名称 粉河町介護保険運営協議会 委員数 9名以内	未設置	未設置	名称 貴志川町介護保険運営委員会 委員数 12名																																																																																																			
別 内 容	那賀郡広域事務組合 （介護認定審査会） 構成団体 打田町、粉河町、那賀町、 桃山町、貴志川町、岩出町 委員定数 50名 委員報酬 会長 50,000円/年 副会長 30,000円/年 班長 25,000円/回 委員 20,000円/回		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align:center;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">職 種</th> <th style="width:5%;">医 師</th> <th style="width:5%;">歯 科 医 師</th> <th style="width:5%;">薬 剤 師</th> <th style="width:5%;">保 健 師</th> <th style="width:5%;">看 護 師</th> <th style="width:5%;">准 看 護 師</th> <th style="width:5%;">理 学 療 養 士</th> <th style="width:5%;">社 会 福 祉 士</th> <th style="width:5%;">介 護 福 祉 士</th> <th style="width:5%;">そ の 他</th> <th style="width:5%;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>打田町</td> <td>3</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>2</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>粉河町</td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>那賀町</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>桃山町</td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>貴志川町</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>岩出町</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>20</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>			職 種	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	保 健 師	看 護 師	准 看 護 師	理 学 療 養 士	社 会 福 祉 士	介 護 福 祉 士	そ の 他	合 計	打田町	3	1						1		2	7	粉河町	2	1			1				2	1	7	那賀町	1	2			1	1					5	桃山町	2	1								2	5	貴志川町	3	1	1	1						1	7	岩出町	9	4	1				1	1	1	2	19	合計	20	10	2	1	2	1	1	2	3	8	50			
職 種	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	保 健 師	看 護 師	准 看 護 師	理 学 療 養 士	社 会 福 祉 士	介 護 福 祉 士	そ の 他	合 計																																																																																													
打田町	3	1						1		2	7																																																																																													
粉河町	2	1			1				2	1	7																																																																																													
那賀町	1	2			1	1					5																																																																																													
桃山町	2	1								2	5																																																																																													
貴志川町	3	1	1	1						1	7																																																																																													
岩出町	9	4	1				1	1	1	2	19																																																																																													
合計	20	10	2	1	2	1	1	2	3	8	50																																																																																													
（平成16年4月1日現在）																																																																																																								

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	介護保険事業の取扱い		関 係 項 目	利用者負担の軽減等		調 整 課	
調整方針（案）	利用者負担の軽減等については、次のとおりとする。 居宅介護サービス費等の額の特例は、新市において粉河町の例を基に調整する。 介護保険低所得者利用者負担対策事業については、新市において国の制度に基づいて調整する。 社会福祉法人等による利用者負担の減免措置は粉河町及び桃山町の例とする。						
那 賀 5 町 の 状 況							
	項 目	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	備 考
町 別 内 容	居宅介護サービス費等の額の特例（介護保険法第五十条関係）	特に定めていない	全部滅失の場合申請日翌月から12ヶ月間 軽減額 100 / 100 半ば以上滅失の場合申請日の翌月から12ヶ月間 軽減額 95 / 100 粉河町介護保険条例施行規則第25条第2号第3号第4号関係の適用を受けた場合は、申請日の翌月から6ヶ月 軽減額 93 / 100	特に定めていない	特に定めていない	特に定めていない	
	低所得者対策（訪問介護利用料の軽減）	特に定めていない	軽減額 利用料の4%	軽減額 利用料の4%	軽減額 利用料の4%	軽減額 利用料の4%	
	社会福祉法人等による利用者負担の減免措置	生計困難者に対する減免 利用者負担1 / 2	生計困難者に対する減免 利用者負担1 / 2 特別地域訪問介護に係る減免 利用者負担1 / 10	生計困難者に対する減免 利用者負担1 / 2	生計困難者に対する減免 利用者負担1 / 2 特別地域訪問介護に係る減免 利用者負担1 / 10	生計困難者に対する減免 利用者負担1 / 2	生計困難者に対する助成 利用者負担1 / 2

【先進事例】

都道府県	合併協議会名	構成市町村数	調整内容	合併の期日 (予定含む)
兵庫県	山崎町・一宮町・波賀町・千種町合併協議会	4町	1. 介護保険事業計画については、現行のまま新市へ引継ぎ、新市発足後、第3期事業計画により統一する。 2. 介護認定審査会については、新市発足までに再編する。 3. 介護保険料については、第2期事業計画の間は現行のまま新市へ引継ぎ、不均一の賦課とする。なお、新市発足後、第3期事業計画により統一する。 4. 介護保険料の納期(普通徴収)については、合併時に統一する。	未定
兵庫県	柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会	6町	1. 統一時期は平成17年4月1日。合併年度は従前による。 2. 第1号被保険者の保険料の普通徴収の納期については、年6期とする。 3. 介護保険給付費準備基金の取扱いについては、合併時にその全額を持ちよる。	平成16年11月1日
奈良県	平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会	7町	1. 第1号被保険者保険料については、合併する年度は現行のとおりとし、合併の翌年度から3年以内に統一する。 2. 普通徴収に係る納期については、合併する年度は現行のとおりとし、翌年度以降は、7月から翌年2月までの8期に統一する。 3. 介護保険低所得者利用者負担対策事業については、新市において調整する。 4. 介護認定審査事務については、現行のとおりとする。	未定
和歌山県	田辺広域合併協議会 (田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町)	5市2町2村	1. 介護保険事業については、新市が保険者となり運営する。 2. 介護保険事業計画については、第2期事業計画は現行どおり新市に引き継ぎ、第3期事業計画から統一する。 3. 第1号被保険者の保険料については、第3期事業運営期間の終期である平成20年度まで不均一賦課とし、保険料の急激な変化を調整する。 4. 介護保険サービス利用者の負担軽減については、制度を一元化し、新市において実施する。	平成17年5月1日
和歌山県	吉備、金屋、清水町合併協議会	3町	1. 要介護認定・要支援認定調査については、職員が行うケースと委託との併用とする。 2. 介護審査委員会については、3町以外の構成市町村と協議の上、合併までに調整する。 3. 第1号被保険者の保険料については、各町の介護保険事業計画に基づき平成17年度末まで不均一とし、平成18年度より統一する。	平成17年2月1日

【関係法令】(抜粋)

介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)

(居宅介護サービス費等の額の特例)

第50条

市町村が、災害その他の厚生省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)若しくは施設サービス、特定福祉用具の購入又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた要介護被保険者が受ける次の各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「100分の90」とあるのは「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

(基本方針)

第116条

厚生大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関する基本的事項
- 2 次条第1項に規定する市町村介護保険事業計画において同条第2項第1号の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村介護保険事業計画及び第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
- 3 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

厚生大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、自治大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

厚生大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村介護保険事業)

第107条

市町村は、基本指針に即して、3年ごとに、5年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 2 前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
- 3 指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 4 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項

市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画、老人保健法第46条の18に規定する市町村老人保健計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。【衆議院修正】

市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聞かなければならない。

市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(保険料)

第129条

市町村は、介護保険事業に要する費用(財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第147条第1項第2号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第1号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

市町村は、第1項の規定にかかわらず、第2号被保険者からは保険料を徴収しない。

(普通徴収に係る保険料の納期)

第133条

普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、当該市町村の条例で定める

粉河町介護保険条例施行規則

(居宅介護・居宅支援サービス費等の額の特例)

第25条 町長は、次の各号のいずれかに該当し、必要があると認めるものに対しては、申請に基づき、法第50条及び法第60条の規定により、当該各号に定める割合を適用する。

- (1) 要介護被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき。
 - ア 全部滅失した場合 申請日の属する月の翌月から12月間 100分の100
 - イ 半ば以上滅失した場合 申請日の属する月の翌月から12月間 100分の95
 - (2) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したとき、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したときで、当該年のその世帯の世帯主及びその世帯に属する者の地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額(同法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、同法附則第35条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額(同法第314条の2の適用がある場合には、その適用前の金額とする。))、又は同法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を含む。)の合計額(以下「世帯の合計所得金額」という。)の見積額が、前年の世帯の合計所得金額の2分の1以下に減少すると認められ、かつ、前年の世帯の合計所得額が2,500,000円以下の場合 申請日の属する月の翌月から6月間 100分の93。
 - (3) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したときで、当該年のその世帯の合計所得金額の見積額が、前年の世帯の合計所得金額の2分の1以下に減少すると認められ、かつ、前年の世帯の合計所得金額が2,500,000円以下の場合 申請日の属する月の翌月から6月間 100分の93。
 - (4) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したときで、当該年のその世帯の合計所得金額の見積額が、前年の世帯の合計所得金額の2分の1以下に減少すると認められ、かつ、前年の世帯の合計所得金額が2,500,000円以下の場合 申請日の属する月の翌月から6月間 100分の93。
- 2 前項の場合において、一人の納入義務者について2以上の事項に該当することになるときは、割合の大なるものについて適用があるものとする。
 - 3 第1項の場合において、当該申請日の属する年度において、申請日の属する月の翌月以降を受けた居宅介護サービス費用の額から他の利用者負担の減額を受けたときは、その額を控除して得た額に当該各号の割合を適用するものとする。

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年7月29日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	消防団の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	総務財政部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>(1) 消防団については、現行のとおり新市に引き継ぎ、複数の消防団の一体的な運用を図るため連合消防団を組織する。</p> <p>(2) 消防団員は、すべて新市の消防団員として引き継ぐ。但し、打田町と貴志川町の役場機動隊は廃止するものとする。</p> <p>(3) 消防団の行事及び施策については、新市において調整する。</p> <p>(4) 消防団員の報酬及び費用弁償等については、合併時まで調整する。</p> <p>(5) 消防団の施設、装備及び資機材については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(6) 消防団退職報償金については、現行のとおりとする。</p>

平成16年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協定項目	消防団の取扱い	関係項目	消防団の取扱い	調整課
調整方針(案)	(1) 消防団については、現行のとおり新市に引き継ぎ、複数の消防団の一体的な運用を図るため連合消防団を組織する。 (2) 消防団員は、すべて新市の消防団員として引き継ぐ。但し、打田町と貴志川町の役場機動隊は廃止するものとする。 (3) 消防団の行事及び施策については、新市において調整する。 (4) 消防団員の報酬及び費用弁償等については、合併時まで調整する。 (5) 消防団の施設、装備及び資機材については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 (6) 消防団退職報償金については、現行のとおりとする。			

区分	各町の状況					調整の具体的内容	
	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町		
消防団の名称	打田町消防団	粉河町消防団	那賀町消防団	桃山町消防団	貴志川町消防団	消防団については、現行のとおり新市に引き継ぎ、複数の消防団の一体的な運用を図るため連合消防団を組織する。	
消防団の区域	打田町内の全域	粉河町内の全域	那賀町内の全域	桃山町内の全域	貴志川町内の全域		
定数(定員)	291人	400人	250人	204人	264人		
任命(任用)	消防団の長は、消防団の推薦に基づき町長が任命し、団長以外の団員は、団長が町長の承認を得てこれを任命する。	消防団長及び副団長は町長が、その他の団員は、団長が町長の承認を得てこれを委嘱又は任命する。	消防団長は、消防団の推薦に基づき町長が、その他の団員は、団長が町長の承認を得て任用する。	消防団長は、消防団の推薦に基づき町長が、その他の団員は、団長が町長の承認を得て任命する。	消防団の長は、消防団の推薦に基づき町長が任命し、団長以外の団員は、団長が町長の承認を得て任命する。		
年齢	満18歳以上(町内居住)	満20歳以上60歳未満(町内居住)ただし、団長、副団長その他の役員にして特に必要があるときはこの限りでない。	18歳以上	満18歳以上45歳未満(町内居住)ただし、団長、副団長等の年齢はこの限りではない。	満18歳以上(町内居住)		
役員の任期	2年(再任可)	2年(再任可)	2年(再任可)	2年(再任可)	2年(再任可)		
組織 人員 構成	団長	1人	1人	1人	1人		消防団員は、すべて新市の消防団員として引き継ぐ。但し、打田町と貴志川町の役場機動隊は廃止するものとする。
	副団長	2人	1人	2人	1人		
	分団長		5人	5人	3人		
	副分団長		5人	5人			
	部長	24人	36人	26人	18人		
	班長	24人	36人	26人	18人		
	副班長						
	団員	240人	316人	185人	163人	198人	
計	291人	400人	250人	204人	264人		
役場機動隊員	12人(上記団員数に含まず)				11人(上記団員数に含む)		
行事 施策	出初め式	1月初旬	1月3日	1月初旬	1月初旬	消防団の行事及び施策については、新市において調整する。	
	入退団式		隔年5月		隔年		
	訓練	新入団員訓練 放水訓練	新入団員訓練 放水訓練	新入団員訓練 各分団訓練 消防団総合訓練 無線訓練 現場想定訓練	全団員教育訓練(年1回) 地域防災訓練(年2~3回)		春の訓練 夏の訓練 秋の訓練
	年末警戒	12月下旬	12月下旬	12月下旬	12月下旬		12月下旬
	その他	夏祭り臨時警戒		葛城高原祭り警戒 夏祭り警戒			消防フェスティバル(隔年)

区 分		各 町 の 状 況					調整の具体的内容
		打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	
年報酬	団 長	90,000 円	90,000 円	83,000 円	86,000 円	96,000 円	消防団員の報酬及び費用弁償等については、合併時まで調整する。
	副団長	70,000 円	70,000 円	62,000 円	64,000 円	65,000 円	
	本部長	-	-	50,000 円	-	-	
	旗 手	-	-	28,000 円	-	-	
	本部員	-	-	28,000 円	-	-	
	分団長	-	63,000 円	52,000 円	54,000 円	60,000 円	
	副分団長	-	50,000 円	40,000 円	-	42,000 円	
	部 長	35,000 円	28,000 円	27,000 円	46,000 円	38,000 円	
	班 長	25,000 円	22,000 円	21,000 円	21,000 円	26,000 円	
	団 員	20,000 円	18,000 円	20,000 円	20,000 円	23,000 円	
費用弁償	災害出動	1,000 円 / 回	1,100 円 / 回	1,000 円 / 回	1,000 円 / 回	4,000 円 / 年	
	警戒	1,000 円 / 回	1,100 円 / 回	1,000 円 / 回	1,000 円 / 回		
	訓練	1,000 円 / 回	1,100 円 / 回	1,000 円 / 回	1,000 円 / 回		
運営費補助金交付金等		出初め式 1,000 円 / 回 年末警戒 1,000 円 / 回	年末警戒 15,000 円 / 部 防火予防査察 3,000 円 / 部 自動車整備 30,000 円 / 部 分団会議 50,000 円 / 分団 部会議 15,000 円 / 部	年末警戒 120,000 円	出初め式 245,000 円	出初め式 264,000 円 年末警戒 380,000 円 機動隊育成 300,000 円 分団育成 1,200,000 円	
施設 装備	車庫・器具庫	24 か所	36 か所	23 か所	18 か所	23 か所	消防団の施設、装備及び資機材については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
	小型動力ポンプ	24 台	36 台	21 台	18 台	23 台	
	ポンプ積載車	24 台	36 台	21 台	18 台	23 台	
	消防ポンプ自動車					1 台	
	消火栓	488 基	612 基	394 基	377 基	392 基	
	防火水槽	102 基	127 基	76 基	53 基	151 基	
	無線装置	基地局 466.6875MHz 移動局(車載型)2台 " (可搬型)2台	移動局 72 台 422.2 ~ 3 MHz	基地局 466.2155 MHz 陸上移動局 26 基	親局 407.2000 MHz 中継局 407.2000 MHz 基地局 466.6750 MHz 移動局(車載型)19台	基地局 466.2625 MHz 移動局 42 台	

区分	各町の状況					調整の具体的内容																																																	
	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町																																																		
退職報償金	<p>打田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例</p> <p>(目的) 消防組織法第15条の8の規定の基づき、消防団員で非常勤の者が退職した場合において、その者に退職報償金を支給することを目的とする。</p> <p>(支給額) 退職報酬金は、非常勤消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて支給する。</p>	<p>粉河町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例</p> <p>(目的) 同左</p> <p>(支給額) 同左</p>	<p>那賀町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例</p> <p>(目的) 同左</p> <p>(支給額) 同左</p>	<p>桃山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例</p> <p>(目的) 同左</p> <p>(支給額) 同左</p>	<p>貴志川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例</p> <p>(目的) 同左</p> <p>(支給額) 同左</p>	消防団退職報償金については、現行のとおりとする。																																																	
	<p>5町において同様</p> <p>(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="6">勤続年数</th> </tr> <tr> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 15年未満</th> <th>15年以上 20年未満</th> <th>20年以上 25年未満</th> <th>25年以上 30年未満</th> <th>30年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>189,000</td> <td>294,000</td> <td>409,000</td> <td>544,000</td> <td>729,000</td> <td>929,000</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>179,000</td> <td>279,000</td> <td>379,000</td> <td>484,000</td> <td>659,000</td> <td>859,000</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>169,000</td> <td>264,000</td> <td>359,000</td> <td>459,000</td> <td>609,000</td> <td>799,000</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>164,000</td> <td>249,000</td> <td>334,000</td> <td>424,000</td> <td>574,000</td> <td>759,000</td> </tr> <tr> <td>部長及び班長</td> <td>154,000</td> <td>229,000</td> <td>304,000</td> <td>384,000</td> <td>514,000</td> <td>684,000</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>144,000</td> <td>214,000</td> <td>284,000</td> <td>359,000</td> <td>469,000</td> <td>639,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成16年4月1日以後退職者に適用</p>	階級	勤続年数						5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	団長	189,000	294,000	409,000	544,000	729,000	929,000	副団長	179,000	279,000	379,000	484,000	659,000	859,000	分団長	169,000	264,000	359,000	459,000	609,000	799,000	副分団長	164,000	249,000	334,000	424,000	574,000	759,000	部長及び班長	154,000	229,000	304,000	384,000	514,000	684,000	団員	144,000	214,000	284,000	359,000	469,000
階級	勤続年数																																																						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上																																																	
団長	189,000	294,000	409,000	544,000	729,000	929,000																																																	
副団長	179,000	279,000	379,000	484,000	659,000	859,000																																																	
分団長	169,000	264,000	359,000	459,000	609,000	799,000																																																	
副分団長	164,000	249,000	334,000	424,000	574,000	759,000																																																	
部長及び班長	154,000	229,000	304,000	384,000	514,000	684,000																																																	
団員	144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000																																																	

消防団の取扱いに関する関係法令等

消防組織法（昭和22年法律第226号） - 抜粋 -

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。

第2条～第5条 略

第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たす責任を有する。

第7条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

第8条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 1 消防本部
- 2 消防署
- 3 消防団

第10条～第14条の5 略

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

- 2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。
- 3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

第15条の2 消防団に消防団員を置く。

- 2 消防団員の定員は、条例で定める。

第15条の3 消防団の長は、消防団長とする。

- 2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

第15条の4 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

第15条の5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

- 2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

第15条の7 消防団員で非常勤のものが公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

第15条の8 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。

第16条～ 略

消防庁消防課長通知（平成15年10月30日）

市町村合併に伴う消防団の取扱いについて（通知）

- 1 市町村合併に伴い、旧市町村の消防団を統合し、新たに条例で、新市町村の消防団を設け、団員定数を定める場合には、消防団が地域の防災体制の確立に果たす役割が大きく、今後、大規模災害の発生等が懸念される中、その役割を充実強化することが必要であることにかんがみ、地域の消防・防災力を向上させるための団員数を確保する方向で、十分な検討・考慮を行うこと。
また、旧市町村間で調整の上、消防団員の処遇を定める際には、現場で活動する団員の旺盛な士気が確保されるよう、十分な検討・考慮を行うこと。
- 2 市町村合併が行われた際における消防団の組織統合の要否については、地域に密着した消防団活動の特性の保持と、市町村の区域における消防防災活動の一体性の保持の両者に対する配慮が必要であること。
このため、市町村合併の際に従来の消防団を統合しないことが適切な場合もあること。この場合、市町村区域内に複数消防団が存在することになるが、一体的な運用を図るため、連絡調整の役割を担う連合消防団長等を適宜指名することが望まれること。
- 3 市町村合併の際に地域の消防・防災力の維持・向上を図るために、市町村合併の機会を捉え、「地方公共団体職員による消防団への入団促進について」（平成14年11月25日付消防消第224号消防課長通知）によりすでに通知したところであるが、地方公共団体職員及び国家公務員（特に日本郵政公社職員）の入団を促進するとともに、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等の公共的団体における職員の入団を推奨すること。

先進事例における消防団の取扱いの調整内容

【県外】

都道府県	関係市町村（新市町村名・予定含む）	構成市町村数	調整内容	合併の期日(予定含む)
香川県	引田町・白鳥町・大内町 (東かがわ市)	3町	(1) 名称、区域については合併時に統合する。 (2) 任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分の取扱いについては、調整し新町に引き継ぐ。現に引田町、白鳥町及び大内町の消防団員であるものについては、新町に引き継ぐものとする。 (3) 組織、階級、定員、訓練、礼式及び服制については、調整し新町に引き継ぐ。出勤指令体制は、合併時に統合する。 (4) 消防相互応援協定については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において調整する。 (5) 消防施設整備については、新町において調整する。 (6) 施設消防組等の取扱いについては現行どおり、新町に引き継ぐ。	平成15年4月1日 (新設合併)
岐阜県	八幡町・大和町・白鳥町・高鷲村・美並村・明宝村・和良村(郡上市)	3町4村	(1) 消防団については、合併時に統合する。 (2) 八幡町、大和町、白鳥町、高鷲村、美杉村、明宝村及び和良村の消防団の団員である者については、新市に引き継ぐものとする。 (3) 組織、階級、定員、訓練、礼式及び制服については、調整し新市に引き継ぐものとする。 (4) 任用、給与、服務その他身分の取扱いについては、調整し新市に引き継ぐものとする。 (5) 婦人防火クラブ、自主防災組織等の取扱いについては、現行どおり新市に引き継ぐものとする。	平成16年3月1日 (新設合併)
長野県	中津川市・坂下町・川上村・加子母村・付知町・福岡町・蛭川村 (中津川市・恵那郡北部町村合併協議会)	1市3町3村	消防団は合併時に統合する。 ただし、組織は当面中津川市連合消防団とし、4年以内に組織の見直しを図る。統合にあたっては、地域の消防防災活動の一体性の保持と、消防団活動の低下とならないよう十分配慮するものとする。 団員の報酬・手当及び消防団の運営に対する交付金等は、合併年度は現行のとおりとし、合併翌年度からは中津川市の例による。ただし、地域の事情等を考慮し、それぞれの消防団組織が適正に運営されるための各種支援に努めるものとする。 退職報償金の支給額は、合併年度は現行のとおりとし、合併翌年度からは、現行中津川市の支給額表の勤務年数10年以上30年未満までの5年刻みを改め1年刻みとする。	平成17年2月13日 (編入合併)
島根県	松江市・鹿島町・島根町・美保関町・八雲村・玉湯町・宍道町・八束町 (松江・八束合併協議会)	1市6町1村	1. 消防団組織については、現行のとおり新市に引き継ぎ、統合に向けて調整するものとし、新市における複数の消防団の密接な連携による一体的な運用を図るため、合併時に連合消防団を置く。 2. 消防団員は、すべて新市の消防団員として引き継ぐ。 3. 消防団員の定員、報酬及び出勤手当等については、新市において速やかに調整する。 4. 消防団の装備及び資機材については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。	平成17年3月31日 (新設合併)

【県内】

和歌山県	海南市・下津町合併協議会	1市1町	(1) 消防団については、合併時に統合する。 (2) 海南市及び下津町の消防団の団員である者は、新市に引き継ぐものとする。 (3) 分団の名称及び管轄区域については、現行のとおりとする。 (4) 報償については、出勤報償、訓練報償、技術報償、臨時技術報償及び臨時報償とし、支給額は、現行の海南市の支給額を基に新市において調整する。 (5) 退職報償金については、消防団員の処遇改善及び消防団員の確保を図るため、1年以上勤務して退職した者に支給することとし、その者の勤続年数及び階級に応じて支給する。 (6) 定数、訓練行事、出勤指令体制、助成金については、合併時に現行を基に再編する。	平成17年3月31日までの日 (新設合併)
和歌山県	南部町・南部川村合併協議会	1町1村	消防団については合併時に統合する。 南部町、南部川村の消防団の団員である者については、新町に引き継ぐものとする。 組織、階級、定員、訓練、出勤体制、被服等の貸与、福利厚生については、合併までに調整し新町に引き継ぐものとする。 任用、報酬及び出勤手当については、合併までに調整し新町で定めるものとする。	平成16年10月1日 (新設合併)

協議第 2 1 号

行政区の取扱いについて

行政区の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 7 月 2 9 日 提出

那賀 5 町 合 併 協 議 会
会 長 服 部 一

記

協 定 項 目	行政区の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>(1) 行政区（自治組織）については、原則として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 行政区（自治組織）の名称で同一のもの、あるいは区域の再編が望ましいものについては、地域の実情や地域住民の意向を尊重しながら関係町において合併時まで調整に努めるものとする。</p> <p>(3) 認可地縁団体については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(4) 新市における区長等の名称、依頼する業務の内容及び委託料等については合併時まで調整し、組織及び役員等については新市において随時調整するものとする。</p>

平成 1 6 年 月 日 確認

那賀5町合併協議会 協議事項確認内容

協定項目	行政区の取扱い	関係項目	行政区の取扱い	調整課
調整方針(案)	(1) 行政区(自治組織)については、原則として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 (2) 行政区(自治組織)の名称で同一のもの、あるいは区域の再編が望ましいものについては、地域の実情や地域住民の意向を尊重しながら関係町において合併時までに調整に努めるものとする。 (3) 認可地縁団体については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 (4) 新市における区長等の名称、依頼する業務の内容及び委託料等については合併時までに調整し、組織及び役員等については新市において随時調整するものとする。			

行政区の状況												(平成16年3月末現在)			調整の具体的内容
打田町			粉河町			那賀町			桃山町			貴志川町			
行政区名	読み仮名	世帯数	行政区名	読み仮名	世帯数	行政区名	読み仮名	世帯数	行政区名	読み仮名	世帯数	行政区名	読み仮名	世帯数	
上野	ウエノ	157	葵町	アオイマチ	25	名手上	ナテガ	92	市場	イチバ	288	前田	マエダ	423	
打田	ウチダ	390	石北	イシキタ	84	平野	ヒラノ	77	元	モト	312	尼寺	アマテラ	290	
上芝	ウエシバ	68	石南	イシナン	289	名手下・林ヶ峰	ナテシモ・ハイガミネ	82	段	ダン	134	上野山	ウエノヤマ	164	
窪	クバ	74	上ノ段	ウエノダン	25	西野山	ニシノヤマ	97	段新田	ダンシンデン	132	神戸	コウベ	698	
小田	オダ	37	鍛冶町	カジマチ	29	江川中	エカワナカ	82	百合	ユリ	92	国主	クニシ	192	
竹房	タケボ	73	北町	キタマチ	111	切畑	キリハタ	126	神田	コウダ	216	国主台	クニシダイ	238	
高野	タカノ	73	蔵之町	クラノマチ	45	中尾	ナカオ	15	鷹巣尾	タカスオ	42	井ノ口上ノ段	イノクチウエノダン	503	
五百谷	イボヤ	29	栄町	サカエマチ	240	穴伏	アナブシ	61	最上	モガミ	256	井ノ口下ノ段	イノクチシタノダン	185	
黒土	クロツチ	75	桜町	サクラマチ	20	名手市場	ナテイチバ	152	小林	コバヤシ	122	高尾	タカオ	31	
広野	ヒロノ	22	新町	シンマチ	19	名手市場	ナテイチバ	148	三和	サンワ	47	岸小野	キシノ	117	
赤尾	アカオ	50	寺長	テジョウ	44	名手市場	ナテイチバ	94	調月北部	ツカツキホクブ	120	北	キタ	210	
東大井	ヒガシオオ	98	天北	テンキタ	79	名手市場	ナテイチバ	73	調月中部	ツカツキチュウブ	175	長原北	ナガハラキタ	432	
久留壁	クルベキ	34	天中	テンチュウ	106	名手市場	ナテイチバ	90	調月東部	ツカツキトウブ	172	長原南	ナガハラミナミ	252	
駅前	エキマエ	305	天南	テンナン	143	名手市場	ナテイチバ	100	調月南部	ツカツキナンブ	94	長山	ナガヤマ	232	
西大井	ニシオオ	318	中町	ナカマチ	22	東部	トウブ	176	銚子ノ口	チウシノクチ	15	長山団地	ナガヤマダンチ	841	
田中馬場	タナカバ	33	根来町	ネゴロマチ	70	西部	セイブ	143	大原	オハラ	35	西山	ニシヤマ	144	
花野	ハナ	144	這上り	ハヤガリ	26	南部	ナンブ	105	善田	ゼンダ	85	岸宮	キシミヤ	617	
花野	ハナ	79	橋詰	ハシツメ	10	北部	ホクブ	135	黒川一	クロカワイチ	46	鳥居	トリイ	31	
尾崎	オザキ	57	東町	ヒガシマチ	16	名手西野	ナテニシノ	200	黒川二	クロカワニ	22	北山	キタヤマ	50	
畑野上	ハタノウエ	35	本町	ホンマチ	33	藤崎	フジサキ	211	黒川三	クロカワサン	25	丸栖西	マルスニシ	513	
北畑野上	キタハタノウエ	119	松ヶ枝	マツガエ	27	後田	シノダ	193	畑野	ハタノ	26	丸栖東	マルスヒガシ	228	
中井阪	ナカイサカ	99	西の窪	ニシノクバ	51	王子	オウジ	123	野田原上	ノハラガミ	49	丸栖北	マルスキタ	204	
下井阪	シモイサカ	108	リバ-サイド粉河	リバ-サイドコガ	24	赤沼田	アカノタ	37	野田原下	ノハラシモ	54	塚本	ツカモト	179	
西井阪	ニシイサカ	322	中ノオ	ナカノオ	109	横谷	ヨコヤ	74	脇谷	ワキヤ	18				
南中	ミナミナカ	135	粉河松井	コガワマツイ	18	麻生津中	オウツナカ	61	垣内	カイト	27				
北大井	キタオオ	139	南前田団地	ミナミアエダダンチ	40	北涌	キタウキ	184	中畑	ナカハタ	26				
南勢田	ミナモト	111	秋葉台	アキハダイ	116	西脇	ニシワキ	97	峯	ミネ	13				
北勢田	キタモト	93	猪垣	イノカケ	98	西脇北	ニシワキキタ	62	安楽川団地	アラクワダンチ	65				
重行	シゲキ	53	東毛	トウゲ	23				最上団地	モガミダンチ	52				
池田新	イケダシン	60	中津川	ナカツガ	80				桃山団地	モモヤマダンチ	59				

行政区(自治組織)の名称で同一のもの、あるいは区域の再編が望ましいものについては、地域の実情や地域住民の意向を尊重しながら関係町において合併時までに調整に努めるものとする。

行政区名が重複するもの
 中畑(カハタ)
 打田町・桃山町
 花野(ハナ)
 打田町
 東国分(ヒガシクワ)
 打田町
 名手市場(ナテイチバ)
 那賀町

行政区の数

打田町	54
粉河町	67
那賀町	28
桃山町	30
貴志川町	23
計	202

那 賀 5 町 の 状 況											
区 分	打 田 町		粉 河 町		那 賀 町		桃 山 町		貴 志 川 町		調整の具体的内容
行政区（自治組織）の状況	行政区数	54	行政区数	67	行政区数	28	行政区数	30	行政区数	23	新市における区長等の名称、 依頼する業務の内容及び委託料 等については合併時までに調整 し、組織及び役員等については 新市において随時調整するもの とする。
	最大戸数	390戸	最大戸数	377戸	最大戸数	211戸	最大戸数	312戸	最大戸数	841戸	
	最小戸数	6戸	最小戸数	9戸	最小戸数	15戸	最小戸数	13戸	最小戸数	31戸	
	平均戸数	96戸	平均戸数	79戸	平均戸数	110戸	平均戸数	94戸	平均戸数	294戸	
行政区内組織	名称	班	名称	班	名称	町内会	名称	垣内・班	名称	町内会	
	数	430	数	650	数	70	数	186	数	167	
代表者の名称	区長		総代		区長		区長		区長		
区長等の位置付け（身分）	自主的団体の長		左記に同じ		左記に同じ		左記に同じ		左記に同じ		
任期	それぞれの行政区（自治組織） において異なる。		左記に同じ		左記に同じ		左記に同じ		左記に同じ		
人選方法等	それぞれの行政区（自治組織） において選出される。		左記に同じ		左記に同じ		左記に同じ		左記に同じ		
行政区連絡会の名称	打田町区長会		粉河町総代連絡協議会		那賀町区長連絡協議会		桃山町区長会		貴志川町区長会		
会議の開催状況	年2回		年2回		年2回		年2回		年2回		
行政区連絡会の役員体制	区長会長2名 （旧池田村地区及び旧田中村 地区から各1名の計2名を区長 の中から互選する。名称は共に 区長会長）		会長1名 副会長4名 監事2名 （川原・長田・粉河・竜門・鞆 淵地区の中から各1名の計5名 を選出し、互選により会長1名、 副会長4名を選出する。監事2 名は会長が指名）		区長協議会長1名 同副会長1名 幹事3名 （上名手・名手・那賀・王子・ 麻生津の各地区から各1名の計 5名を区長の中から互選し、会 長1名、副会長1名、幹事3名を 選出する。選出方法は毎年持ち 回り）		会長1名 副会長2名 会計1名 （旧安楽川町、旧調月村及び旧 奥安楽川村（旧細野村を含む） の各地区区長会長の中から互 選により会長1名、副会長2名 を選出する。会計は、会長が指 名）		会長1名 副会長3名（うち会長代理1名 会計1名） （中貴志・西貴志・東貴志・丸 栖の各地区から各1名の計4名 を互選し、会長1名副会長3名 を互選する。）		
行政が依頼している主な業務	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌その他周知文書の配布に関する事 町の依頼する調査及び報告に関する事 その他町長が必要と認めたもの 		左記に同じ		左記に同じ		左記に同じ		左記に同じ		
行政配布物の配布方法	<ul style="list-style-type: none"> 毎月第1及び第3金曜日 町職員が区長宅へ配布物を届ける。 		<ul style="list-style-type: none"> 毎月はじめに配布 町職員が総代宅へ配布物を届ける。 		<ul style="list-style-type: none"> 毎月1回5日に配布（休日の場合は、その前日） 町職員が町内会長宅へ届ける。 		<ul style="list-style-type: none"> 毎月1回月末 町職員が区長宅へ配布物を届ける。 		<ul style="list-style-type: none"> 毎月第2木曜日と27日 町職員が区長宅等へ配布物を届ける。 		
行政事務委託料等	行政区	均等割 51,000円 戸数割 1,353円	均等割 32,000円 戸数割 1,951円	均等割 100,000円 戸数割 円	均等割 72,000円 戸数割 2,500円	均等割 150,000円 戸数割 700円					
	行政区内組織			均等割 円 戸数割 450円	均等割 円 戸数割 円	均等割 10,000円 戸数割 220円					
行政区への助成金・補助金		均等割 3,600円 戸数割 95円				均等割 円 戸数割 800円					

【先進事例】

都道府県	合併協議会名又は新市町村名（関係市町村）	構成市町村数	調整内容	合併の期日（予定含む）
香川県	さぬき市	5町	1 自治会の区域、名称については、現行のとおりとし、組織、役員等については、新市で要綱を定め統一を図る。 2 自治会連合会については、各町に相違があるが、新市で組織する。 3 行政配布物の配布方法は、現行のとおりとし、配布日は毎月15日とする。	平成14年4月1日 （新設合併）
岐阜県	山県市	3町	(1) 自治会の組織及び区域は現行のとおりとし、名称については「自治会」とする。 (2) 自治会連合組織については、新市に市自治会連合会を置き、14の地区自治会連合会を置く（高富地域5、伊自良地域2、美山地域7） (3) 自治会連合会事業については新市において調整する。	平成15年4月1日 （新設合併）
熊本県	あさぎり町	1町4村	行政区については、合併までに現町村において統合再編に努め、新町に移行する。 なお、新町においても住民にとって身近で、かつ不均衡等が生じないよう行政区の再編を検討する。	平成15年4月1日 （新設合併）
新潟県	阿賀野市	2町2村	自治会の区域、名称については、原則現行のとおりとする。ただし、同一の名称を有する自治会については、当該名称の前に旧町村名を付して、これを区分する。	平成16年4月1日 （新設合併）
愛媛県	南宇和合併協議会 （内海村・御荘町・城辺町・一本松町・西海町）	4町1村	1 行政連絡機構（区長会）については現行のまま新町に引き継ぐ。 2 報酬等については、合併後調整する。 3 行政区に対する運営費補助については、新町において検討する。	平成16年10月1日 （新設合併）
滋賀県	甲賀地域合併協議会 （水口町・土山町・甲賀町・甲南町・信楽町）	5町	行政区については、現行のとおり新市に引き継ぎ、組織、報酬等については、合併時に調整する。	平成16年10月1日 （新設合併）
滋賀県	高島地域合併協議会 （マキノ町・今津町・安曇川町・高島町・新旭町）	5町	1 行政区（自治組織）については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、その名称が同一であるものについては、住民の意向を尊重して合併時に調整する。 2 行政区（自治組織）に対する行政事務委託料等については、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から安曇川町の例により統一する。 3 行政区（自治組織）の事業に対する補助金等については、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から補助対象事業、補助率等の統一を図る。	平成16年10月1日 （新設合併）
宮城県	大崎地方合併協議会 （古川市・松山町・三本本町・鹿島台町・岩出山町・鳴子町・田尻町）	1市6町	行政区の取扱いについては、次のとおりとする。 1 行政区の区域及び名称については、原則として現行のとおり新市に引き継ぐものとし、再編については新市において検討する。 2 行政区の名称で重複するものについては、原則として行政区の名称の前に市町名（市・町を省く）を付けるものとする。 3 行政区の名称で原則によりがたい場合は、地域の実情や地域住民の意向を尊重しながら、それぞれの市町において合併時までに調整する。	平成17年4月1日 （新設合併）
和歌山県	南部町・南部川村合併協議会	1町1村	公共的団体については、新町の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努める。 (1) 2町村に共通している団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整につとめる。 (2) 統合に時間を要する団体については、将来統合に向けて検討が進められるよう調整につとめる (3) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。 新町における行政組織での区長の位置付けは、「自治振興委員」（仮称）とし、規則で定める。 新町において区長に依頼する業務については、合併時までに調整する。 新町における区長報酬、文書配布手数料、区への助成・補助等は合併までに調整する。	平成16年10月1日 （新設合併）
和歌山県	吉備町・金屋町・清水町合併協議会	3町	1 自治会組織については、新町に区長会連合会を置く。 2 事務連絡等委託料、補助金・助成金等については、合併時までに調整する。	特例法期限までの日 （新設合併）

第6回協議会の開催について

第6回協議会の開催（案）

- ・ 日 時 平成16年8月26日（木）午後1時30分から
- ・ 場 所 粉河ふるさとセンター 1階 小ホール